

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規(改正案)

平成十九年八月二十四日
 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定
 平成二十三年七月二十六日 改正

第一条 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によって行う。

2 部会の運営に関しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
プリオン病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第七条 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する臨時委員及び専門委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。